

甲欄
乙欄
令和5年分
給与所得に対する源泉徴収簿

所属	職名	住所	氏名	整理番号						
酒田市光ヶ丘二丁目 2-36			国税 花子							
区分	支払月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した月区分
1	31	100,000		100,000	0	720		720		
2	28	100,000		100,000	0	720		720		
3	31	100,000		100,000	0	720		720		
4	30	100,000		100,000	0	720		720		
5	31	100,000		100,000	0	720		720		
6	30	100,000		100,000	0	720		720		
7	31	100,000		100,000	0	720		720		
8	31	100,000		100,000	0	720		720		
9	30	100,000		100,000	0	720		720		
10	31	100,000		100,000	0	720		720		
11	30	100,000		100,000	0	720		720		
12	31	100,000		100,000	0	720		720		
計		1,200,000		1,200,000		8,640		8,640		
6	30	200,000		200,000		8,168		8,168		
12	10	200,000		200,000		8,168		8,168		
計		400,000		400,000		16,336		16,336		

令和2年分以降

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

※令和2年以降、給与所得控除額の最も低い額が65万円から55万円になります。

※令和2年以降、基礎控除額が38万円から48万円になります。

4 給与と支払報告書(個人別明細書)

区分	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
専給	1,600,000	1,050,000	20,761,440	25,14,700
控除対象扶養親族				
配偶者				
老人				
特定				
その他				
社会保険料等の金額	166,440			
生命保険料の控除額	100,000			
地震保険料の控除額	15,000			
住宅借入金等特別控除の額				

国税 収納金 (納付書) 領収済通知書

令和5年度 納付税額 0

住所: 酒田市光ヶ丘二丁目 2-36

氏名: 国税 太郎

合計額: ¥2212

納期等: 令和5年12月

※納付税額が 0 となる場合であっても、必ず「合計額」が 0 の納付書を作成し税務署へ提出(又は郵送)してください。(提出されていない場合、税務署からお尋ねさせていただく場合があります)

令和5年度 下期源泉所得税 納付期限: 令和6年1月22日(月)迄 ※JA窓口は1/17(水)迄